



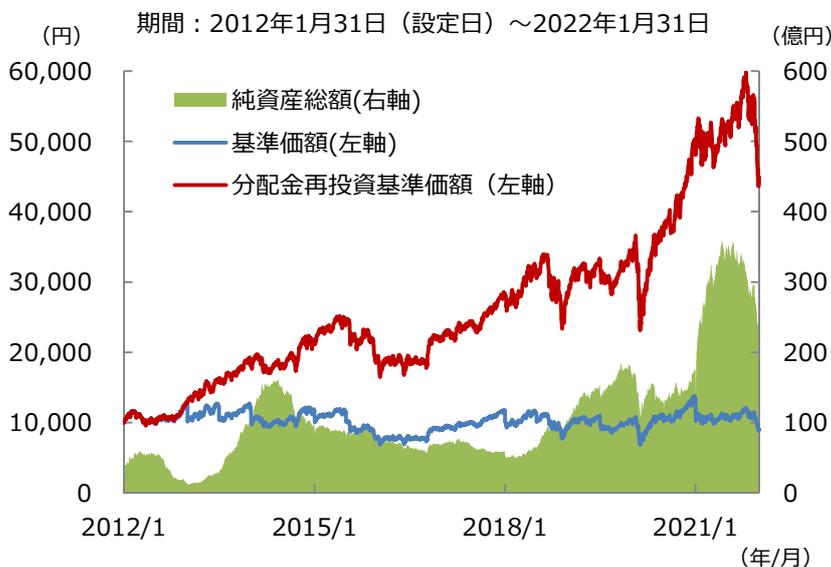
作成日 2022年2月9日

足元の市場動向と今後の見通し

平素は、「明治安田米国中小型成長株式ファンド（以下、「当ファンド）」をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

2021年11月下旬以降、当ファンドの基準価額は軟調な展開となり、2022年1月にさらに下げ幅を拡大しました。当レポートでは、足元の運用状況と今後の見通しなどについてご説明させていただきます。

設定来の基準価額と純資産総額の推移



基準価額の騰落率

2022年1月31日現在

| | ファンド |
|-------|---------|
| 1カ月前比 | -19.79% |
| 3カ月前比 | -21.35% |
| 6カ月前比 | -14.20% |
| 1年前比 | -7.93% |
| 3年前比 | 58.13% |
| 設定来 | 349.26% |

※基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10,000口あたりの値です。

※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

● 足元の市場動向について

- 当ファンドの基準価額は、2021年11月中旬まではおおむね堅調に推移しました。しかし、コロナショック後に金融緩和の主な目的としてきた雇用が改善し、インフレ率が上昇する中、12月に米国連邦準備制度理事会（FRB）は金融引き締めへ転換する姿勢を鮮明にしました。市場は、FRBが市場の想定より早いペースで利上げを行うのではとの見方を強めていることに加え、ロシアによる軍事行動の脅威が高まっているウクライナ情勢の緊迫が投資家にとって重荷となり、米国株式市場は足元軟調な展開を強いられています。
- こうした環境下、これまで株式市場を牽引してきたハイテク株や、PER（株価収益率）の数値が高く利益回収まで時間を要する傾向があるグロース株にとって逆風となり、当ファンドの基準価額は年初来19.8%の下落となりました。

● 今後の見通しについて

- 年初来の米国株式は、金利上昇やFRBによる引き締めに対する懸念やインフレ、地政学的懸念の高まりなどを背景に急落し厳しいスタートとなっていますが、企業の利益成長が株価の下支え要因とみえています。金融政策が正常化される過程を織り込む状況において、短期的にはグロース株に逆風になると考えていますが、経済成長が持続し、インフレが抑制される展開となれば、グロース株に追い風となり、当ファンドの基準価額も回復に向かうと考えています。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、当資料に掲載される予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。
※ 最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

販売用資料

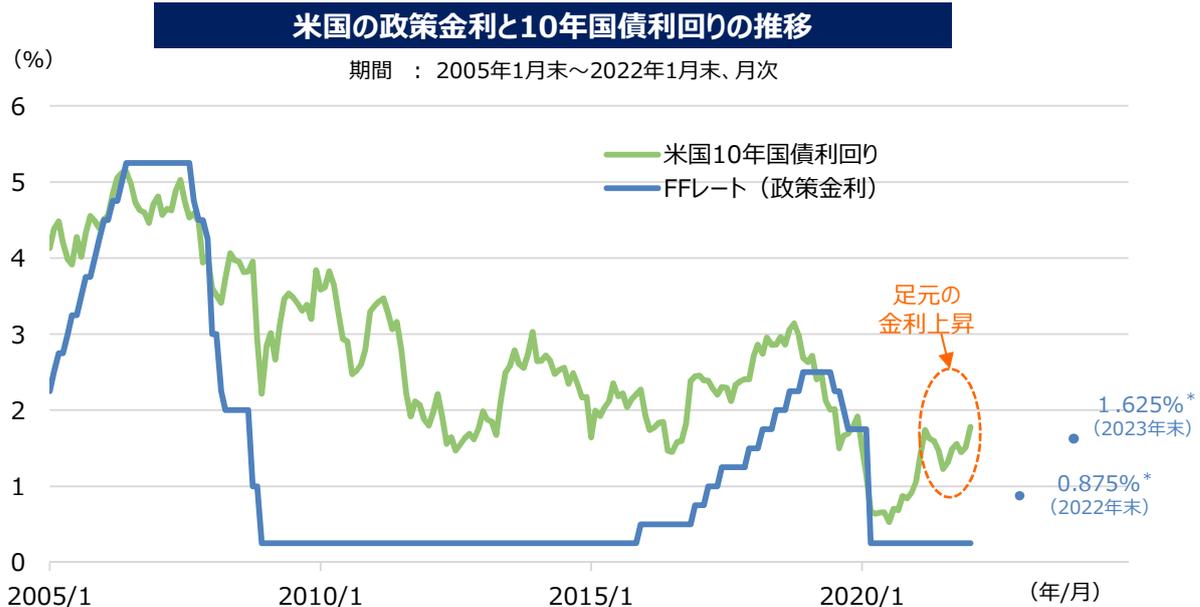
● 今後の運用方針について

当ファンドのマザーファンドの米国中小型株式等の運用指図を行うアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのコメントをもとに作成しています。

- 運用チームは引き続きポートフォリオの規律ある運用プロセスと、リスク調整後の優れたパフォーマンスを実現するための哲学を信頼しています。足元の値動きが大きい市場において、より魅力的なリスク・リターンが期待できる銘柄を選択して、買い増しや新規に組み入れる良い機会と考えています。引き続きボトムアップリサーチを通じて市場予想を上回る業績を実現すると考えられる企業に選別投資を行います。
- 2022年の米国株式市場は徐々に業績相場に移行するとみており、企業の利益成長が株価を下支えするとみています。特にパンデミックから力強く立ち直った企業や、2022年に向けて競争優位性を維持し、成長鈍化のリスクが少ない企業に焦点を当てる方針です。労働コストの上昇圧力は続く可能性があります。サプライチェーンの混乱による素材や製品の供給不足は一過性のものであると考えており、差別化できる製品やサービスを提供しかつ価格決定力を持つ優良企業を各セクターで見つけ出して投資機会を探ります。
- 株式市場が、今後の金融政策の正常化などを織り込んでいく過程で、金利上昇によるコスト上昇につながるため、短期的にはグロース株に逆風となると考えますが、経済成長が持続し、年後半からインフレが鎮静化すれば、グロース株にとって追い風になると期待しています。
- FRBはテーパリングと利上げについて、市場が織り込めるように十分な時間と明確なメッセージを提供すると考えています。さらに今後、金融・財政刺激策が記録的な水準から後退し始めたとしても、米国消費者の健全なバランスシートと米国企業の国内設備投資への意欲の回復により、経済成長はプラスが維持されるとみています。

● <ご参考> 足元の米国市場動向①

- 今後の利上げペースが速まる可能性はありますが、12月15日時点でのFOMC（連邦公開市場委員会）参加者の政策金利予想の中央値である2022年末と2023年末時点のFFレート（政策金利）はそれぞれ、0.875%、1.625%となっています。



*FOMC参加者の政策金利予想の中央値（2022年末、2023年末）
出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、当資料に掲載される予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。
※ 最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

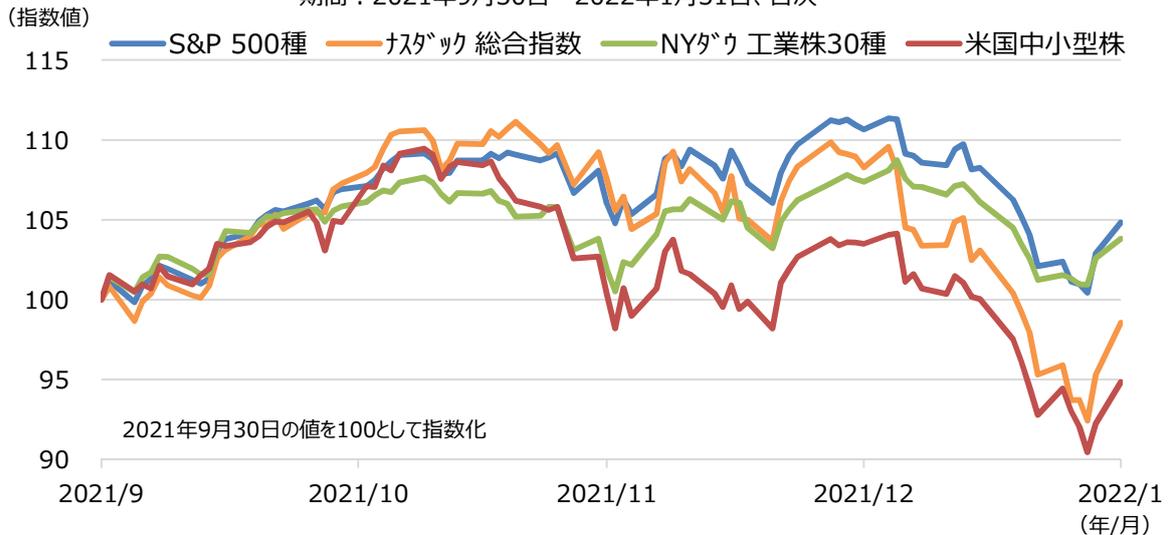
販売用資料

● <ご参考> 足元の米国市場動向②

- 足元では、ハイテク株の比重が高いナスダック総合指数や、大型株より規模が小さい中小型株式の下げが大きくなりました。

米国主要株価指数のパフォーマンス推移

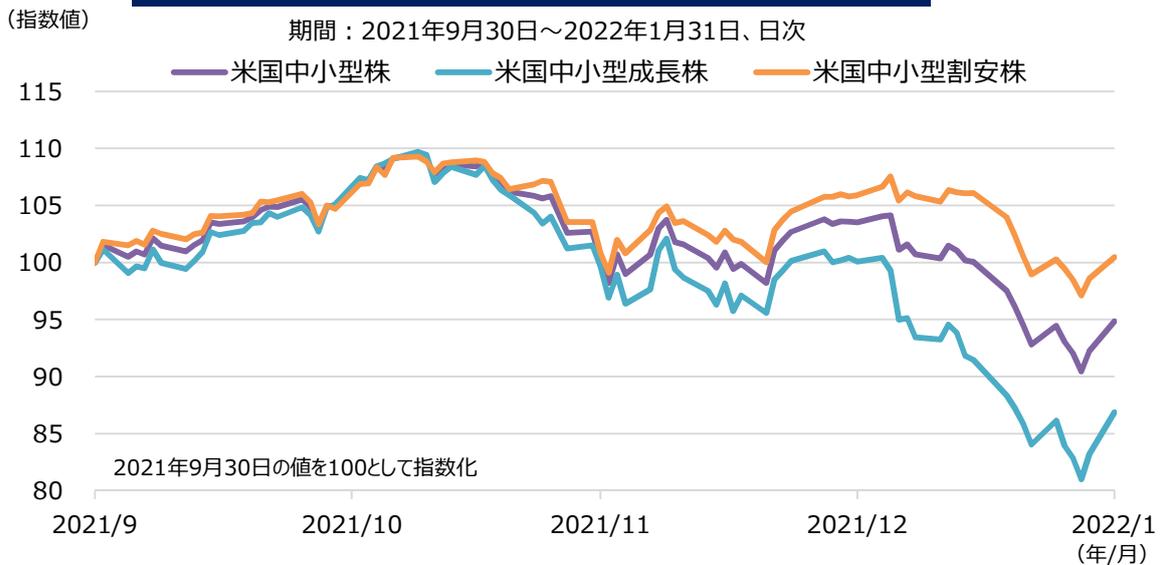
期間：2021年9月30日～2022年1月31日、日次



- 米国の中小型株でみるとバリュー株（割安株）よりグロース株（成長株）の方が軟調だったことも当ファンドの下落要因となっています。

中小型成長株と中小型割安株のパフォーマンス推移

期間：2021年9月30日～2022年1月31日、日次



米国中小型株：Russell2500指数、米国中小型成長株：Russell2500グロース指数、米国中小型割安株：Russell2500バリュー指数

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、当資料に掲載される予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。
 ※ 最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

販売用資料

ファンドの特色

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください

- 明治安田米国中小型成長株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります）を通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
- 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
- マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

分配方針

- ◆ 年2回（1月、7月の各31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

明治安田米国中小型成長株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 流動性リスク | 株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

販売用資料

お申込みメモ

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください

| | |
|-----------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金 申込不可日 | 申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の 中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2012年1月31日から2032年1月30日まで |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 1月31日および7月31日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、年2.09% (税抜1.9%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 <内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率 (年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.265% (税抜1.15%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.77% (税抜0.7%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.055% (税抜0.05%)</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.09% (税抜1.9%)</td> <td>運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アライアンス・パースタイン・エル・ピーに対する報酬は、信託報酬のうち委託会社が受ける報酬の中から支払われ、その報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し年0.75%の率を乗じて得た額とします。</p> | | | 配分 | 料率 (年率) | 役務の内容 | 委託会社 | 1.265% (税抜1.15%) | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | 販売会社 | 0.77% (税抜0.7%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | 0.055% (税抜0.05%) | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 合計 | 2.09% (税抜1.9%) | 運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率 |
|------------------|---|---|--|----|---------|-------|------|------------------|---|------|----------------|---|------|------------------|----------------------------|----|-----------------------|---------------------------------------|
| 配分 | 料率 (年率) | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 1.265% (税抜1.15%) | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.77% (税抜0.7%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.055% (税抜0.05%) | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2.09% (税抜1.9%) | 運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の 費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用 (監査費用) として監査法人に年0.011% (税抜0.01%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

販売用資料

ファンドの税金

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315% |
| 換金（解約）時 及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して……………20.315% |

- ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問合わせください。
 - ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 - ・法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

委託会社その他の関係法人の概要

- | | |
|--|--|
| <p>■ 委託会社 明治安田アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 ・ファンドの運用の指図等を行います。</p> | <p>■ 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 ・ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>■ 投資顧問会社 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー</p> <p>■ 販売会社 以下の『販売会社一覧』をご覧ください。</p> |
|--|--|

販売会社一覧

- お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 | | | | | 備考 |
|--|--------|-----------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|--------------------|----|
| | | 日本証券 業協会 | 一般社団 法人日本 投資顧問 業協会 | 一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会 | 一般社団 法人金融 先物取引 業協会 | 日本商品 先物取引 協会 | |
| 銀行 | | | | | | | |
| 株式会社愛媛銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長（登金）第6号 | ○ | | | | |
| 株式会社紀陽銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第8号 | ○ | | | | |
| 株式会社三十三銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第16号 | ○ | | | | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第11号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社四国銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長（登金）第3号 | ○ | | | | |
| 株式会社静岡中央銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第15号 | ○ | | | | |
| 株式会社新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社） | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第10号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社但馬銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第14号 | ○ | | | | |
| 株式会社千葉興業銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第40号 | ○ | | | | |
| 株式会社中京銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第17号 | ○ | | | | |
| 株式会社東邦銀行（インターネットバンキング専用） | 登録金融機関 | 東北財務局長（登金）第7号 | ○ | | | | |
| 株式会社鳥取銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第3号 | ○ | | | | |
| 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第3号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社北洋銀行（委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社） | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第3号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社三菱UFJ銀行（インターネットバンキング専用） | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第5号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）（インターネットトレードのみ） | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第5号 | ○ | | | ○ | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社（インターネットバンキング専用） | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第33号 | ○ | ○ | | ○ | |
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第624号 | ○ | | | ○ | |



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

販売用資料

販売会社一覧

■ お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 | | | | | 備考 |
|-----------------------|----------|------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|--------------------|----|
| | | 日本証券 業協会 | 一般社団 法人日本 投資顧問 業協会 | 一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会 | 一般社団 法人金融 先物取引 業協会 | 日本商品 先物取引 協会 | |
| 証券会社 | | | | | | | |
| アイワ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第3283号 | ○ | ○ | | | |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 十六TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第188号 | ○ | | | | |
| 第四北越証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第128号 | ○ | | | | |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長（金商）第6号 | ○ | | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第140号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 八十二証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第21号 | ○ | ○ | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第152号 | ○ | ○ | | | |
| 北洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長（金商）第1号 | ○ | | | | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号 | ○ | | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第94号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ※1 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| むさし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第105号 | ○ | | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ワイム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長（金商）第8号 | ○ | | | | |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 信用金庫 | | | | | | | |
| 金沢信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長（登金）第15号 | ○ | | | | |
| 京都中央信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第53号 | ○ | | | | |
| 甲府信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第215号 | | | | | |
| しのめ信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第232号 | | | | | |
| 信金中央金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第258号 | ○ | | | | ※2 |
| 静岡信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第43号 | ○ | | | | |
| 高松信用金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長（登金）第20号 | | | | | |
| 長野信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第256号 | ○ | | | | |
| のと共栄信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長（登金）第30号 | | | | | |
| 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長（登金）第24号 | ○ | | | | |

※1 みずほ証券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

※2 信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

販売用資料

【当資料に関してご留意いただきたい事項】

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。



明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

◆ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>